

## 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要(高等学校・中等教育学校)

### ガイドライン作成の趣旨

- 県教育委員会では、本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要な配慮や工夫、留意すべき事項について指針として取りまとめた。
- 各学校はガイドラインを踏まえ、保健管理に努め、適切な指導計画による教育活動に取り組む。

### ガイドラインの主な内容

#### 1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方 (ガイドラインP.1)

- 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応することが必要である。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業(以下、「時差短縮」という)など段階的に行っていく。

#### 【教育活動の段階的再開の概要】

	期間	登校生徒数	登校回数/週、授業時間	5月31日で緊急事態宣言解除の場合
準備期間	1週間程度	20名程度/教室、200名程度/回	1回	6/1(月)～6/5(金)
分散登校Ⅰ	2週間程度	20名程度/教室、200～300名程度/回	2回、40分×3	6/8(月)～6/20(土)
分散登校Ⅱ	1週間程度	20名程度/教室、200～400名程度/回	3回、40分×3	6/22(月)～6/27(土)
時差短縮Ⅰ	1週間程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×3	6/29(月)～7/4(土)
時差短縮Ⅱ	2カ月程度	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、40分×6	7/6(月)～8/29(土)
通常登校	—	40名程度/教室、全生徒/回	5回程度、50分×6(学校による)	8/31(月)～

- 基本的な感染症対策の徹底など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じること。
- 分散登校(ガイダンス含む)では、1教室当たりの生徒数を20名程度とし、座席の間隔を広くとること。
- 分散登校期間中は授業と家庭学習を併用するため、臨時休業中に準じ、週ごとの課題を含めた学習内容等の一覧を作成し生徒に示すことで、課題等の意義や目的を生徒が理解できるようにすること。
- 分散登校期間中の家庭学習の充実を図るため、ICTを活用して課題の提示や提出等に対応するとともに、生徒の家庭での学習状況を把握し、授業における学習状況とあわせて、適切に評価を行うこと。
- 生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、生徒の心身の状況の把握と心のケアに努めること。
- 指導計画を見直し、学年の休業日数を再設定するなど、計画的に学習の補填に取り組むこと。
- 通常登校に移行した後も、「新しい生活様式」を踏まえ、教育活動と感染症対策を両立する工夫、配慮が必要であること。

#### 2 学校の教育活動再開後の学習についての考え方 (ガイドラインP.2)

- 臨時休業中の学習の実施状況を把握し、年間指導計画等の見直しを行う。
- 学習の補填に当たっては、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加え、②週休日における授業(土曜授業)の実施、③平日の補習等の実施の組合せ等により対応することができる。
- 休業日の日数(現行、年間で60日から55日)は、令和2年度に限り、40日から35日の間で各学校が設定する。全校8月7日(金)から8月16日(日)の10日間は、夏季休業期間に必ず含める。

#### 3 学校の教育活動再開に当たっての保健管理について (ガイドラインP.3)

- 登校前の検温、健康観察を行い、健康観察票に記入。実施していない生徒については、登校時に教室に入る前に実施。
- 基本的な感染症対策の指導、教室等の換気、座席の配置の配慮、共用部分の消毒などを実施。

#### 4 教育活動の段階的再開と学習指導について (ガイドラインP.9)

- 「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の段階を経ながら、徐々に通常登校に移行していく。
- 5月25日から校内の消毒、教室整備等を行う。
- 準備期間では、週1回登校し、授業再開に向けたガイダンスを行う。(各教室20名)
- 分散登校では、各教室の生徒数の上限は20名程度とし、座席の間隔を広くとる。前半の期間は週2回、後半の期間は週3回登校し、40分×3時間の授業を実施。登校時間は通勤時間帯をはずす。
- 時差短縮では、通勤時間帯をはずした時差通学とし、1週間程度40分×3時間授業を実施したのち、2ヶ月程度40分×6時間授業を実施。

## 【教育活動再開のパターン（まとめ）】

再開の段階	期間	教育活動の概要	生徒数	始業	部活動
準備期間 (がイダンス)	1週間程度	学年別等による再開の説明等 生徒は1日のみ登校 在校時間は2時間以内、昼食なし	20名/室 200名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅰ (授業開始)	2週間程度	生徒は週2回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 300名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
分散登校Ⅱ	1週間程度	生徒は週3回登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内、昼食なし	20名/室 200～ 400名/回	午前部 9:50 午後部 13:00	自粛
時差短縮Ⅰ	1週間程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×3時間 在校時間は3時間以内 昼食可	40名/室 全生徒	9:50	制限付き 段階的实施
時差短縮Ⅱ ★夏季休業を挟む	2ヶ月程度	生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 40分×6時間 昼食あり	40名/室 全生徒	9:20	制限付き 段階的实施
通常登校		生徒は毎日登校（土曜は学校の判断） 50分×6時間（学校による）昼食あり	40名/室 全生徒	8:40	配慮の もと実施

※県内の感染状況等や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

### 5 学習評価について (がドラインP.15)

○総括評価に当たっては、臨時休業中の家庭学習の成果を含めて評価する。

### 6 学校図書館・コンピュータ教室等の特別教室の利用について (がドラインP.17)

○多数の生徒が集まらないよう、席数の減、入場生徒の分散などの工夫を行う。定期的に換気を行う。  
○共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する。

### 7 昼食時の指導について (がドラインP.17)

○食事の前の手洗いを徹底するよう指導する。  
○飛沫感染防止の観点から、当面、他の生徒と離れる、対面でとらない、会話を控えるなど指導する。

### 8 校内の清掃について (がドラインP.18)

○「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間中は、生徒による清掃活動を行わない。「分散登校」「時差短縮」の期間後に生徒による清掃活動を行う場合は、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底する。

### 9 学校行事等について (がドラインP.18)

○優先順位を設け指導計画を見直す。不特定多数の方が参加する行事は、当面行わない。

### 10 進路指導等について (がドラインP.18)

○進路に関する面談等は「分散登校」から感染防止のための万全の措置を講じて実施可能とする。

### 11 部活動について (がドラインP.19)

○部活動は「準備期間」「分散登校」では自粛とする。「時差短縮」から可能とするが、最初は、複数人が近い距離での活動や身体接触を避けた個人で行える基本的な練習とするなど、制限付きで段階的に実施する。

### 12 不安を抱える生徒・保護者への対応について (がドラインP.20)

○生徒の様子を観察し、不安やストレス等を感じている生徒・保護者には、面談等個別の対応を行う。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する。

### 13 障がいのある生徒への支援、外国につながる生徒等への支援 (がドラインP.21)

○生徒の障がい等の状況や個別の状況を踏まえ、学校全体で指導体制を整え、指導・支援する。

### 14 いじめ、偏見、差別等の防止について (がドラインP.22)

○感染者やその関係者、また、医療従事者等への偏見や差別等が生じないよう生徒を指導する。

### 15 生徒又は教職員に感染者が出た場合の対応について (がドラインP.22)

○生徒又は教職員の感染が判明した場合には、県教育委員会及び衛生主管部局と臨時休業の必要性について十分協議し、学校医とも相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。

### 16 地域の感染状況が増加した場合等の対応について (がドラインP.22)

○地域の感染者が増加するなど、学校の教育活動に影響が生じる恐れがある場合には、県教育委員会で、公共交通機関等の利用状況等も踏まえ、教育活動の一部の制限などの対応を決定する。

### 17 その他 (がドラインP.22)

○中学生向けの学校説明会は8月末まで実施しない。学校見学は「準備期間」「分散登校」「時差短縮」の期間は実施しない。  
○学校施設開放については、「通常登校」の段階から再開する。